

令和3年5月教育委員会議定例会 議事日程

日 時 令和3年5月20日(木)
午前9時30分より
場 所 第一委員会室

- 1 開会宣言
 - 2 署名委員の指名
 - 3 教育長事務報告
 - 4 付議事項
 - (1) 議案第3号 令和4年度二宮町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針(案)について
 - (2) 議案第4号 令和3年度二宮町一般会計補正予算について
 - 5 報告・協議事項
 - (1) 小・中学校学級編制及び児童生徒数について 資料 No. 1
 - (2) 二宮町コミュニティ・スクール運営促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱 資料 No. 2
 - (3) 二宮町教職員授業力向上研究補助金交付要綱の一部を改正する要綱 資料 No. 3
- * 次回教育委員会議予定
- 6 閉会宣言

議案第3号

令和4年度二宮町立小・中学校で使用する教科用図書採択方針（案）について

令和3年5月20日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

二宮町立小・中学校において使用する教科用図書採択するにあたり、その方針を定めるため提案する。

令和4年度二宮町立小学校及び中学校で使用する教科用図書の採択方針（案）

二宮町教育委員会は、神奈川県教育委員会が定めた「令和4年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針」に則り、令和4年度に使用する教科用図書の採択方針を定める。

- 1 採択権者の責任において、公明・適正を期し、採択する。
- 2 各発行者が作成する「教科書編修趣意書」、神奈川県教育委員会の「教科用図書調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択する。
- 3 学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択する。
- 4 小学校及び中学校の特別支援学級で使用する教科用図書については、学習指導要領に定められた各教科の目標や児童・生徒の発達の段階や障がいの状態及び特性に応じ、教育目標の達成上適切なものを採択する。

令和4年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針

神奈川県教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第10条の規定に基づき、令和4年度に義務教育諸学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）において規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。以下同じ。）において使用する教科用図書（学校教育法第34条第1項（同法第49条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）及び附則第9条に規定する教科用図書をいう。以下同じ。）について、市町村の教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長の行う採択に関し、その基準等を定めるとともに、教科用図書採択地区内における市町村立の小学校、中学校、義務教育学校の前期課程及び後期課程において使用する教科用図書の採択方法について、神奈川県教科用図書選定審議会の答申に基づき、次のとおり定める。

1 令和4年度義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について

- (1) 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、並びに特別支援学校の小学部・中学部において使用する教科用図書は、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（以下「一般図書（特別支援学校・学級用）」という。）を除き、それぞれの「教科書目録（令和4年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。なお、一般図書（特別支援学校・学級用）の採択は、毎年度、新たな図書を採択することができる。
- (2) 教科用図書採択地区（以下「採択地区」という。）における教科用図書選定審議会等（以下「審議会等」という。）の諮問機関は、教科用図書の採択についての審議の結果において、種目ごとの種類を絞り込むことなく、すべての調査研究の結果を報告すること。
- (3) 複数市町村で採択地区を構成する場合、当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議により組織や運営に関する規約を定めて、教科用図書の採択について協議を行うための協議会（以下「採択地区協議会」という。）を設け、調査研究を行い、その協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

その際、協議に臨む前に各教育委員会としての採択方針等を事前に定め、予め公表することにより、採択事務の手續について明確にしておくこと。
- (4) 採択権者は、適正かつ公正な採択の確保及び開かれた採択の推進を図る観点から、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で、採択地区における審議会等の委員名、採択にいたる経過、採択理由など教科用図書採択に係る情報について積極的な公開に努めること。
- (5) 採択権者は、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう静ひつな採択環境を確保するとともに、採択に当たっては、いかなる疑念の目も向けられることのないよう関係者の意識の啓発に努めること。
- (6) 神奈川県教科用図書選定審議会の設置期間終了後に教科用図書を採択する必要がある場合は、小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果（令和2・3・4・5年度用）、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果（令和3・4・5・6年度用）、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果「社会（歴史的分野）」（令和4・5・6年度用）等を利用し、採択すること。

2 教科用図書採択基準について

- (1) 各発行者が作成する「教科書編修趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択すること。
- (2) 採択権者の権限と責任において、公明・適正を期し、採択すること。
- (3) 採択地区における児童・生徒、学校、地域等の特性を考慮して採択すること。

3 1つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法について

市町村教育委員会が単独で教科用図書を採択するため、次のとおり、採択地区に審議会等を置くことが望ましい。

この審議会等の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

- (1) 教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。
- (2) 教科用図書に対する調査研究の資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。
- (3) 審議会等は、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。
 - ア 教育委員会
 - イ 校長会
 - ウ 教育研究会
 - エ その他（保護者等）
- (4) 審議会等には、審議に必要な資料を作成するため、調査員会を置く。
- (5) 調査員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、審議会等での審議に必要な資料を作成し、報告する。
- (6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- (7) その他、審議会等における必要な事項は、審議会等が教育委員会の意見を聞いて定めることができる。

4 教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法について

当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議により規約を定めて、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校、義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための採択地区協議会を設け、その協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。採択地区協議会の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

- (1) 県教育委員会の教科用図書採択基準に基づき、採択地区の教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。
- (2) 教科用図書の調査研究に関する資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。
- (3) 採択地区協議会は、採択地区協議会の規約の定めるところにより、当該採択地区内の市町村教育委員会が指名する委員をもって組織する。委員の選任については、当該採択地区内の市町村教育委員会の権限と責任が十分に反映されるよう留意することとし、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。

- ア 当該採択地区内の市町村教育委員会
 - イ 校長会
 - ウ 教育研究会
 - エ その他（保護者等）
- (4) 採択地区協議会には、協議に必要な資料を作成するため、調査員会を置く。
- (5) 調査員会は、種目ごとの教科用図書が学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、採択地区協議会での協議に必要な資料を作成し、報告する。
- (6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、採択地区協議会が委嘱する。
- (7) その他、採択地区協議会における必要な事項は、採択地区協議会が当該採択地区内の教育委員会の意見を聞いて定めることができる。

5 令和4年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点について

小学校若しくは中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、義務教育学校の特別支援学級又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において使用する教科用図書が、学習指導要領に定められた各教科の目標や本県の障がいのある児童・生徒の障がいの程度や発達の状態等に鑑み、題材等の取扱いが適切なものであるか、工夫や配慮がなされているかという視点に基づき、以下に具体的な「観点」の項目を定める。

ア 教科・種目に共通な観点

(7) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連

- 「教育基本法（第1条、第2条）及び学校教育法（第30条2項・第49条）に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の3つの柱で整理された各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
 - ・生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮
 - ・未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮
 - ・学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮

(4) かながわ教育ビジョンとの関連

- 教育目標（めざすべき人間力像）に掲げた、次の内容に沿っているか。
 - ・[思いやる力] 他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力を育てる。
 - ・[たくましく生きる力] 自立した一人の人間として、社会をたくましく生き抜くことのできる力を育てる。
 - ・[社会とかかわる力] 社会とのかかわりの中で、自己を成長させ、社会に貢献する力を

育てる。

(ウ) 内容と構成

- 学習指導要領（平成 29 年告示）の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
 - ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮
 - ・他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮
- 学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
 - ・言語能力の確実な育成
 - ・伝統や文化に関する教育の充実
 - ・体験活動の充実
 - ・学校段階間の円滑な接続
 - ・情報活用能力の育成
 - ・児童・生徒の学習上の困難さに応じた工夫
- 児童・生徒にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。
- 内容の程度は、児童・生徒の発達の段階や障がいの状態及び特性等からみて適切であるか。
- 内容の選択と扱いは学習指導を進める上で適切であるか。
- 児童・生徒の生活や経験及び関心に対する工夫や配慮がなされ、かつ、自主的・自発的な学習を進める上での工夫や配慮がなされているか。
- 他の教科等及び自立活動との関連について必要に応じて工夫や配慮がなされているか。
- 一面的な見解だけを取り上げているところはないか。

(エ) 分量・装丁・表記等

- 各内容の分量とその配分は適切であるか。
- 体裁がよく、堅牢であり、児童・生徒が使いやすく、安全性にも工夫や配慮がなされているか。
- 文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、児童・生徒が読みやすく理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。

イ 教科・種目別の観点

教科・種目別の観点については、平成 32 年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点及び令和 3 年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点に準ずるものとする。

令和3年度

5月1日現在の児童・生徒数及び学級数

学校名	学級	5月1日の児童(生徒)数									5月1日の実学級数								
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	通常学級計	特別支援学級 長欠者計	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	通常 学級計	特別支援 学級計	合計
二宮小学校	通常	96	94	114	106	107	121	638	24	662	3	3	3	3	3	4	19	6	25
	知的		1	1	2	1	2		7	7									1
	肢体			1					1	1									1
	病弱	1							1	1									1
	難聴				2				2	2									1
	情緒	4	4	1		2	2		13	13									2
一色小学校	通常	20	35	24	19	31	27	156	11	167	1	1	1	1	1	1	6	4	10
	知的				1				1	1									1
	難聴						1		1	1									1
	情緒		1	1	3	2	2		9	9									2
山西小学校	通常	54	62	47	50	59	58	330	13	343	2	2	2	2	2	2	12	3	15
	知的	1	1			2	1		5	5									1
	病弱						1		1	1									1
	情緒	1		3		2	1		7	7									1
二宮中学校	通常	100	120	119				339	14	353	3	4	3				10	4	14
	知的	6	1	2					9	9									2
	肢体	1							1	1									1
	情緒	1	1	2					4	4									1
二宮西中学校	通常	84	89	81				254	9	263	3	3	3				9	3	12
	知的	2	1						3	3									1
	肢体		1						1	1									1
	情緒	4		1					5	5									1

児童数計	1,172
生徒数計	616

令和2年度

5月1日現在の児童・生徒数及び学級数

学校名	学級	5月1日の児童(生徒)数									5月1日の実学級数								
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	通常学級計	特別支援学級 長欠者計	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	通常 学級計	特別支援 学級計	合計
二宮小学校	通常	92	113	102	105	123	92	627	28	655	3	4	3	3	4	3	20	6	26
	知的	1	1	2		2	5		11	11									2
	肢体		1				2		3	3									1
	難聴			2					2	2									1
	情緒	4	2		2	2	2		12	12									2
一色小学校	通常	34	25	19	30	27	34	169	11	180	1	1	1	1	1	1	6	3	9
	知的			1			1		2	2									1
	難聴					1			1	1									1
	情緒	1		3	2	2			8	8									1
山西小学校	通常	64	48	50	60	59	70	351	10	361	2	2	2	2	2	2	12	3	15
	知的				2		1		3	3									1
	病弱					1			1	1									1
	情緒		3		2		1		6	6									1
二宮中学校	通常	119	121	105				345	8	353	3	4	3				10	3	13
	知的	1	2						3	3									1
	肢体			1					1	1									1
	情緒	1	3						4	4									1
二宮西中学校	通常	88	79	101				268	4	272	3	3	3				9	3	12
	知的	1							1	1									1
	肢体	1							1	1									1
	情緒		1	1					2	2									1

児童数計	1,196
生徒数計	625

参考比較(児童・生徒数)

	3年度	2年度	差
二小	662	655	7
一色小	167	180	△13
山小	343	361	△18
二中	353	353	0
西中	263	272	△9

参考比較

	3年度	2年度	差
小学校	1,172	1,196	△24
中学校	616	625	△9

参考比較(通常級実学級数)

	3年度	2年度	差
二小	19	20	△1
一色小	6	6	0
山小	12	12	0
二中	10	10	0
西中	9	9	0

参考比較(支援級実学級数)

	3年度	2年度	差
二小	6	6	0
一色小	4	3	1
山小	3	3	0
二中	4	3	1
西中	3	3	0

二宮町コミュニティ・スクール運営促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

二宮町コミュニティ・スクール運営促進事業補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 学習協力者講師に対する謝礼及び体育・文化活動指導員に対する謝礼

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

別表を次のように改める。

別表

補助対象	補助金額	備考
① コミュニティ・スクール運営事業経費	1校あたり120,000円に児童・生徒数に応じた額を加えた額	5月1日時点の児童・生徒数×50円
② 学習協力者講師に対する謝礼及び体育・文化活動指導員に対する謝礼	学習協力者講師に対する謝礼 1単位時間あたり1,000円	小学校は1校あたり150,000円、中学校は1校あたり310,000円を限度額とする
	体育・文化活動指導員に対する謝礼 小学校 1名あたり30,000円以内 中学校 1名あたり50,000円以内	
③ 学校図書館ボランティア謝礼	1校あたり16,000円	

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

二宮町コミュニティ・スクール運営促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(補助対象経費等)</p> <p>第2条 コミュニティ・スクールの運営に対して交付する補助金の補助対象経費等は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) コミュニティ・スクール運営事業経費</p> <p><u>(2) 学習協力者講師に対する謝礼及び体育・文化活動指導員に対する謝礼</u></p> <p><u>(3) 学校図書館ボランティアに対する謝礼</u></p>	<p>(補助対象経費等)</p> <p>第2条 コミュニティ・スクールの運営に対して交付する補助金の補助対象経費等は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) コミュニティ・スクール運営事業経費</p> <p><u>(2) 学習協力者講師に対する謝礼</u></p> <p><u>(3) 体育・文化活動指導員に対する謝礼</u></p> <p><u>(4) 学校図書館ボランティアに対する謝礼</u></p>

改正後			改正前		
別表			別表		
補助対象	補助金額	備考	補助対象	補助金額	備考
①コミュニティ・スクール運営事業経費	1校あたり120,000円に児童・生徒数に応じた額を加えた額	5月1日時点の児童・生徒数×50円	①コミュニティ・スクール運営事業経費	1校あたり120,000円に児童・生徒数に応じた額を加えた額	5月1日時点の児童・生徒数×50円
②学習協力者講師に対する謝礼及び体育・文化活動指導員に対する謝礼	学習協力者講師に対する謝礼 1単位時間あたり1,000円	小学校は1校あたり150,000円、中学校は1校あたり310,000円を限度額とする	②学習協力者講師に対する謝礼	1単位時間あたり1,000円	1校あたり60時間まで
	体育・文化活動指導員に対する謝礼 小学校 1名あたり30,000円以内 中学校 1名あたり50,000円以内		③体育・文化活動指導員に対する謝礼	小学校 1名あたり30,000円 中学校 1名あたり50,000円	小学校 3名まで 中学校 5名まで
③学校図書館ボランティア謝礼	1校あたり16,000円		④学校図書館ボランティア謝礼	1校あたり16,000円	

二宮町コミュニティ・スクール運営促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、学校と地域住人等が協力して学校の運営に取り組むことが可能となる学校運営協議会制度を導入した学校(以下「コミュニティ・スクール」という。)に対し、二宮町補助金交付規則(平成30年二宮町規則第3号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、予算の範囲内において補助金を交付することに関して、この要綱を定めるものとする。

(補助対象経費等)

第2条 コミュニティ・スクールの運営に対して交付する補助金の補助対象経費等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) コミュニティ・スクール運営事業経費
- (2) 学習協力者講師に対する謝礼および体育・文化指導員に対する謝礼
- (3) 学校図書館ボランティアに対する謝礼

(交付基準)

第3条 補助金の算定方法は、別表のとおりとする。

(申請手続等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、毎年6月1日までに規則第4条に規定する交付申請に係る手続きをしなければならない。

2 規則第4条に規定する事業計画書と併せて、次の各号に掲げる書類を交付申請書に添付しなければならない。

- (1) 学習協力者派遣事業実施計画書(第1号様式)
- (2) 体育・文化活動指導員の派遣事業実施計画書(第2号様式)

3 町長は、速やかに規則第5条第1項の規定に基づく決定をし、同条第2項に規定する通知書を通知しなければならない。

(交付時期)

第5条 この補助金は、町長が交付決定した日から30日以内に交付するものとする。

(実績報告)

第6条 補助金の交付を受けた者は、町長に対して事業完了後速やかに規則第12条に規定する実績報告をしなければならない。

2 規則第12条に規定する事業実施報告書と併せて、次の各号に掲げる書類を実績報告書に添付しなければならない。

- (1) 学習協力者派遣事業実施報告書(第3号様式)
- (2) 体育・文化活動指導員の派遣事業実施報告書(第4号様式)

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(二宮町特色ある学校教育プラン推進事業補助金交付要綱の廃止)

2 二宮町特色ある学校教育プラン推進事業補助金交付要綱（平成30年二宮町教育委員会告示第8号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

別表

補助対象	補助金額	備考
① コミュニティ・スクール運営事業経費	1校あたり120,000円に児童・生徒数に応じた額を加えた額	5月1日時点の児童・生徒数×50円
② 学習協力者講師に対する謝礼及び体育・文化活動指導員に対する謝礼	学習協力者講師に対する謝礼 1単位時間あたり1,000円	小学校は1校あたり150,000円、中学校は1校あたり310,000円を限度額とする
	体育・文化活動指導員に対する謝礼 小学校 1名あたり30,000円以内 中学校 1名あたり50,000円以内	
③ 学校図書館ボランティア謝礼	1校あたり16,000円	

第1号様式（第4条関係）

学習協力者派遣事業実施計画書

回	実施年月日	教科・領域等	活用の単位時間数	活用内容	学習協力者氏名

第2号様式（第4条関係）

体育・文化活動指導員の派遣事業実施計画書

活 動 名	
担 当 教 員 名	
指 導 協 力 者 氏 名	
年 間 活 用 計 画	
活 用 総 回 数	

第3号様式（第6条関係）

学習協力者派遣事業実施報告書

回	実施年月日	教科・領域等	活用の単位時間数	活用内容	学習協力者氏名

第4号様式（第6条関係）

体育・文化活動指導員の派遣事業実施報告書

活 動 名	
担 当 教 員 名	
指 導 協 力 者 氏 名	
年間活用内容 及び 活用年月日	
活 用 総 回 数	

二宮町教職員授業力向上研究補助金交付要綱の一部を改正する要綱

二宮町教職員授業力向上研究補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「80,000円」を「40,000円」に改める。

第4条第1項中「5月10日」を「4月28日」に改め、同条第3項中「3月10日」を「3月1日」に改める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

二宮町教職員授業力向上研究補助金交付要綱の一部を改正する要綱の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(交付基準)</p> <p>第3条 この補助金は、1校につき<u>40,000円</u>を限度とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第4条 補助金の交付を受けようとする者は、<u>4月28日</u>までに規則第4条に規定する交付申請に係る手続きをしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 補助金の交付を受けた者は、町長に対して<u>3月1日</u>までに規則第12条に規定する実績報告をしなければならない。</p>	<p>(交付基準)</p> <p>第3条 この補助金は、1校につき<u>80,000円</u>を限度とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第4条 補助金の交付を受けようとする者は、<u>5月10日</u>までに規則第4条に規定する交付申請に係る手続きをしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 補助金の交付を受けた者は、町長に対して<u>3月10日</u>までに規則第12条に規定する実績報告をしなければならない。</p>

二宮町教職員授業力向上研究補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、町立小中学校（以下「学校」という。）の児童・生徒の学力向上のため、教職員の授業力向上研究に要する経費に対し、二宮町補助金交付規則（平成30年二宮町規則第3号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、予算の範囲内において補助金を交付することに関して、この要綱を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の対象は、学校が教職員の授業力向上を目的として実施する校内研究会の講師謝礼とする。この場合において、補助金のうち、10,000円を上限として、校内研究会のための消耗品に充てることができる。

(交付基準)

第3条 この補助金は、1校につき **40,000円** を限度とする。

2 補助対象の講師謝礼は、職種区分に応じた1時間あたりの単価（上限）に基づいた額とし、その支払いにあたっては、支払い対象者の職種区分を明らかにするとともに、単価等設定根拠を記載するものとする。

3 職種区分に応じた1時間あたりの単価（上限）額は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 大学教授 15,000円
- (2) 大学准教授 12,000円
- (3) その他 10,000円

(申請手続等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、毎年4月28日までに規則第4条に規定する交付申請に係る手続きをしなければならない。

2 町長は、速やかに規則第5条第1項の規定に基づく決定をし、同条第2項に規定する通知書を通知しなければならない。

3 補助金の交付を受けた者は、町長に対して毎年3月1日までに規則第12条に規定する実績報告をしなければならない。

(申請書の添付書類)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する事業計画書に代わって、次の各号に掲げる書類を交付申請書に添付しなければならない。

- (1) 二宮町教職員授業力向上研究事業校内研究計画書（第1号様式）
- (2) 校内研究年間計画（第2号様式）

(実績報告書の添付書類)

第6条 補助金の交付を受けた者は、規則第12条に規定する事業実施報告書に代わって、二宮町教職員授業力向上研究事業校内研究報告書（第3号様式）を補助事業実績報告書に添付しなければならない。

（交付時期）

第7条 この補助金は、規則第13条第2項の通知の日から30日以内に交付するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

二宮町教職員授業力向上研究事業

校内研究計画書

年 月 日

学校名

校長名

印

本校研究テーマ

1 研究内容

2 研究推進体制（研究組織）

第2号様式（第5条関係）

校内研究年間計画

学校名

月	本校研究計画	講師 依頼 <small>○で表示</small>
4 月		
5 月		
6 月		
7 月		
8 月		
9 月		
10 月		
11 月		
12 月		
1 月		
2 月		
3 月		

第3号様式（第6条関係）

二宮町教職員授業力向上研究事業

校内研究報告書

年 月 日

学校名

校長名

印

本校研究テーマ

--

1 研究内容

2 研究の成果と今後の課題

令和3年度 6月教育委員会議定例会予定

- 1 日 時 令和3年6月18日（金）9時30分から
- 2 場 所 二宮町町民センター 2Aクラブ室
- 3 付議事項 未定
- 4 報告・協議事項 未定

※ 出席を要する主な行事

- 5月28日（金） 関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会及び研修会（千葉大会）
総 会・・・書面決議
研修会・・・インターネット上での動画配信
- 6月 5日（土） 【来賓なし】二宮小運動会、一色小運動会、山西小運動会
- 6月12日（土） 【来賓なし】二宮中学校汐鳴祭（体育の部）、二宮西中体育祭
- 6月18日（金） 9時30分 6月教育委員会議定例会（町民センター）
13時30分 学校訪問（一色小学校）